

仕 様 書

- 1 件 名 松楽苑 浄化槽保守点検
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託場所 草加市柿木町188番地
草加市立養護老人ホーム松楽苑
- 4 支払方法 業務完了月払（年12回払）

5 委託内容

浄化槽法の規定及び浄化槽の保守点検、清掃及び維持管理を実施するために必要な事項を定めた「埼玉県浄化槽維持管理要領」に基づき実施する。

- (1) 巡回維持管理 年12回
1ヶ月に1回、行うものとする。
- (2) 水質分析 年2回
- (3) 浄化槽法第11条検査 年1回
- (4) 清 掃 年1回

清掃員を派遣し、浄化槽内を清掃し汚泥等処理する。収集した汚泥等は、浄化槽法令の規定により処理するものとする。汚泥量引抜量：37t 1基

6 浄化槽の種類及び形式

- (1) 種 類 合併処理浄化槽
- (2) 処理能力 70人槽 1基
- (3) 処理方法 接触ばっ気方式

7 臨時整備

故障時の臨時整備は、その都度行う。ただし、その費用については事前協議のうえ、決めるものとする。

浄化槽の管理に伴い生ずる消耗品、薬剤費、法定検査費用については、保守点検料に含むものとする。

8 事故報告

各設備に異常が発生した時は、速やかに適切な処置を行う。ただし、その費用については事前協議のうえ、決めるものとする。

9 業務完了報告書

各業務完了後は、速やかに業務完了報告書を提出し報告すること。

10 疑義についての協議

本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ、定めるものとする。

11 共通事項

- (1) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (5) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

12 問合せ先

草加市立養護老人ホーム松楽苑 担当：横山

電話 048(936)1711

又は

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：櫻井

電話 048(930)0311